

2020年5月28日号

国内外における新型コロナウイルスの影響まとめ（速報・その10）

はじめに

緊急事態宣言の全面解除により、国内の経済活動は今後段階的に再開される見通しとなりましたが、政府・自治体からは引き続き感染拡大防止に向けた企業努力の継続が要請されており、国境を越えた移動については依然として厳しい制限が課されています。海外でも、欧米を中心に外出自粛等の対策措置の段階的緩和が開始される一方で、大型の倒産案件は増加傾向にあり、世界経済へのダメージの長期化・深刻化は避けられない見通しです。

本ニュースレターでは当事務所の海外オフィスと連携して速報ベースで各国の方針や影響拡大状況の概要につきお知らせ致します。なお、本ニュースレターは感染拡大が続く間、不定期に配信していきたいと思いますが、同感染症の拡大状況については日々状況が変化している中、本ニュースレターの内容がその後変更・更新されている可能性については十分ご留意の上参照ください。本ニュースレターの内容は、特段記載のない限り、日本時間 2020年5月27日夜時点で判明している情報に基づいています。

本号で取り上げる対象国：[日本](#)、[中国](#)、[米国](#)、[欧州全般](#)、[ドイツ](#)、[英国](#)、[シンガポール](#)、[インドネシア](#)、[ベトナム](#)、[インド](#)、[タイ](#)、[フィリピン](#)、[マレーシア](#)、[ミャンマー](#)

国内（塩崎彰久弁護士：akihisa_shiozaki@noandt.com）

全体概況 死亡者：846人¹、感染者数（累計）：16,445人（5月26日現在）

5月25日に、政府対策本部は東京都を含む5都道府県につき新型インフルエンザ対策特措法に基づく緊急事態宣言を解除し、既に解除されていた地域と併せて全国で解除した。また、政府対策本部は基本的対処方針を改定し、感染拡大予防のための「新しい生活様式」や、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインに従い、段階的に経済活動を再開させていく方針を表明した。東京都等特定警戒都道府県との間の人の移動は6月18日までは慎重な対応が求められるとされているほか、職場への出勤については、引き続き接触機会の低減に向け在宅勤務（テレワーク）や時差出勤が推奨されている。海外渡航については依然として厳しい制限が課されているが、政府内でも国境を越えた人の移動の再開に向けた検討が開始されている。

観光産業やアパレル等を中心に企業の経営破綻が続いており、今年中に倒産件数が1万件を超えるとの民間調査会社の見通しも示される等、厳しい経営環境の継続が予想される。また、在宅勤務の急拡大に伴うセキュリティ態勢の不備等を突いたサイバー攻撃の被害増加が報じられており、新たな働き方に対応した内規や社内インフラの整備が喫緊の検討課題となっている。第二波到来の可能性も示唆される中、影響の長期化を見据えたリスクポートフォリオの再点検と事業モデルや働き方の見直しが急務となっている。

¹ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei

主な政府発表等

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針²（5月25日・新型コロナウイルス感染症対策本部）
- ・緊急事態宣言解除宣言³（5月25日・内閣官房）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた賃貸借契約の当事者の皆様へ⁴（5月25日）
- ・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」⁵（5月14日）

緊急事態宣言の解除

緊急事態宣言の解除を受けて改訂された基本方針によれば、「一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく」こととなる。その場合において、後述する感染拡大を予防する「新しい生活様式」⁶の定着や、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践が前提となる。既に策定された業種別の感染拡大予防ガイドラインは、内閣官房のHP⁷に一覧の形で公表されている。

このうち、多くの企業が参考にするであろう「オフィス事務全般」に関するガイドライン⁸の規定について要点を紹介する。どのガイドラインにおいても共通しているが、三つの密を避けることや、感染防止策の徹底、テレワークを原則とすることを含む「新しい生活様式」への適応が求められている。例えば、「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」では、「テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制等、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。」等、具体的な通勤形態についての方針が明記されている。また、執務環境についても、「従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行う。」をはじめとして、相当程度具体的な方針が示されている。

各ガイドラインにおいて要求されていることは従前までの感染予防策と大きく変わらないが、これらガイドラインにおいて期待される緊急事態宣言後の就業のあり方は業種ごとに相当具体化されているので、各企業は参照していただきたい。

テレワークによる就業に関するセキュリティ上の問題

ガイドラインや「新しい行動様式」においても、テレワークが引き続き推奨されているところ、テレワークが増加したことに伴い、VPNの脆弱性を狙った攻撃やフィッシング、マルウェア等の攻撃も増加している。そこで、セキュリティ面からの対策が重要となる。

テレワークを推進する方法の一つとして、BYOD（Bring your own device）、つまり従業員が個人保有の携帯用機器を職場に持ち込み、それを業務に使用するという方法を採用する企業も多いがセキュリティ上の危険性も孕んでいる。そこで、このような方法を採用する場合、従業員の私物パソコンを会社がモニタリングする方法や、BYODの終了時の機密情報の削除、サイバー攻撃等のインシデント発生時の対応方法等に関する社内規定を予め定めておくことが望ましい。

また、技術面からの検討も必要である。セキュリティ上の脆弱性を従業員のパソコンに生じさせないために、どのようなアプリケーションをインストールするのか、どの端末管理システムを採用するのか、どのようなリスクを許容するか等、事前に会社のシステム部門を交えて検討しておくことが肝要である。

さらに関するリスクだけでなく、最近ではオンライン会議サービスの利用も急拡大しており、セキュリティ上の問題が指摘される場合も少なくない。外部のネットワークに接続するサービスを利用する以上、情報漏洩のリスクがあることは理解する必要がある。場合によっては、資料等は予めメールで参加者に送信した上で、電話会議を採用する等、オンライン会議の利用に関するプロトコルを定めておくことも検討に値する。

² <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>

³ <https://corona.go.jp/>

⁴ <http://mm.shojihomu.co.jp/c/bGpYaaeKkGrnsOan>

⁵ <https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html>

⁶ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

⁷ <https://corona.go.jp/prevention/>

⁸ <https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html>

急遽テレワークを導入した企業では、上記のような点を十分検討できていない場合が多いことから、今後新型コロナウイルスの影響長期化が予想される中で、これらセキュリティ上の問題点についても早めに検討しておくことが推奨される。

渡航情報

1. 日本から外国への主な渡航制限⁹（5月27日現在）

全世界にレベル2の感染症危険情報（不要不急の渡航は止めてください。）が出されている。中国、韓国、アジア、欧州及び米国等のほぼ全域にレベル3の感染症危険情報（渡航は止めてください。）が出されている。

2. 外国から日本への主な渡航制限¹⁰（5月27日現在）

欧州、中東及びアジアの各国、米国等に滞在歴のある外国人の入国を原則拒否している。

中国（川合正倫弁護士：masanori_kawai@noandt.com）

全体概況 死亡者：4,634人、感染者数（累計）：82,992人（5月26日現在）

中国では、国内感染の収束傾向を受け、多くの企業が本格的に事業再開をしている。一方で、湖北省や吉林省における単発事例に加え、上海で湖北省からの移動者の感染が報告されており第二波への警戒が続いている。また、報道によると、武漢市で大規模なPCR検査が実施され5月24日までに検査結果が判明した650万人のうち218人に無症状感染が確認された。国外からの入国者については引き続き厳格に管理されており、外国人の入国は原則として禁止されているが上海や広州等でビジネス目的での外国人の入国を例外的に認める事例も出てきている。

主な政府発表

・最高人民法院は「新型コロナウイルスに関連する民事案件の法律に従う適切な審理に関する若干の問題に関する指導意見（一）」を公表し、不可抗力の適用、労務問題の処理、懲罰性賠償の適用、訴訟時効の中断、訴訟期間の延長等について実務上の指針を示した。

渡航情報

・中国外務省は3月28日から、原則として全外国人の入国を一時停止する措置を適用し、有効なビザや居留許可を持っていても入国できない。例外的に入国が許可される場合は、外交、公務、礼遇、乗務員ビザで入境する場合並びに外国人が訪中して必要な経済貿易、科学技術等の活動に従事する場合及び緊急の人道主義の必要に基づく場合で中国の在外公館に申請して査証を取得した者に限定されている。もっとも、5月に入ってから韓国からの入国者に対して特定地域へのビジネス目的での入国を例外的に認めるファストトラック制度が実施された。また、近時は、上海や広州等においても個別事情に応じて日本人を含む外国人のビジネス目的での入国を認める事例も出てきている。

その他

・北京市において5月22日より全国人民代表大会が開催された。なお、北京市は「重大突発公共衛生事件」レベルを4月30日から2級に引き下げている。
 ・上海市は「重大突発公共衛生事件」レベルを5月9日から3級に引き下げている。
 ・報道によると、武漢市では大規模なPCR検査を実施した。5月24日までに900万人の検査を実施し、650万人の検査結果が判明しそのうち218人に無症状感染が確認されたとのことである。

⁹ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

¹⁰ <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/0000000451.html>

米国（大久保涼弁護士：ryo_okubo@noandt.com）

全体概況 死亡者：98,261人、感染者数（累計）：1,662,414人（5月26日現在）

米国では、全ての州で社会経済活動が部分的に再開されたが、ニューヨーク州やワシントン州等これまで感染の震源地であった州は感染者数等の数値が大幅に減少しているものの、アリゾナ州、ノースカロライナ州、テキサス州等、これまで感染者が少なかった州では増加が続いている。ニューヨーク州では、5月25日の新規感染者数が1,072人、死者数も76人と3月下旬以来の最低水準となり、州を10の地域に分け、7つの基準を満たした地域において順次社会経済活動を再開することとしているが、マンハッタンが含まれるニューヨーク市以外は全ての基準を満たすに至った。なお、学校は少なくとも9月の新学期まで閉鎖することが既に決まっており、公共の場所ではマスク又はフェイス・カバーを付けることが義務化されている。

主な政府発表

（企業法務）

- ・新型コロナウイルス準備・対策補正予算法 2020 が成立（3月6日）
- ・主に労働法制に関する特例、無料の新型コロナウイルス検査、食料の支援プログラム等を定めたファミリー・ファースト・コロナウイルス対策法が成立（3月18日）
- ・各種連邦税上の特例や経済援助策を含む、コロナウイルス支援・救済及び経済保障法（通称 CARES 法）が成立（3月27日）
- ・デラウェア州最高裁が、4月15日まで公開の法廷を閉じる（手続は原則電話会議等でのみ行う。）旨を通達（3月22日）、その後5月14日までに期間を延長（4月14日）、その後6月13日までに期間を延長（5月14日）
- ・ニューヨーク州の裁判所が、一部のエリアから面前での法廷を再開（5月19日）し、新規の案件の受付を再開（5月20日）
- ・司法省（DOJ）及び FTC が、合併にかかる独禁法審査を一時的な e-filing system に移行すること及び審査期間短縮制度は一時凍結することを発表（3月13日）、その後、審査期間短縮制度を3月30日から再開することを発表（3月27日）
- ・デラウェア州が、株主総会の開催方法を物理開催からバーチャル開催に変更するに際して再度の招集通知を、SEC への開示とプレスリリースを条件に、不要とする行政命令を発出（4月6日）
- ・ニューヨーク州が、一時的にバーチャル株主総会の開催を可能とする行政命令を発出（3月20日）
- ・IRS が、連邦税の確定申告・支払期限を3か月延長（3月13日）
- ・SEC 及び NYSE が、上場会社に適用のある、関連当事者への第三者割当て又は20%超の第三者割当ての場合に株主総会決議を必要とする規制を6月30日まで一時的に停止（4月6日）
- ・SEC 及び NYSE が、上場会社の最低150億ドルの時価総額制限を6月30日まで一時的に停止（3月20日）
- ・SEC が、バーチャル株主総会を容認する指針を発表（3月13日）
- ・SEC が、investment advisor 及び registered fund に対して、4月30日までに提出義務のある年次報告について提出期限の45日間の延長を認める命令を発出（3月13日）、その後対象期間を6月30日までに提出義務がある場合に改訂（3月25日）
- ・SEC が、上場会社に対して、4月30日までに提出義務のある有価証券報告書等（Form10-K, 10-Q 等）について提出期限の45日間の延長を認める命令を発出（3月4日）、その後、対象期間を7月1日までに提出義務がある場合に改訂（3月25日）

渡航情報

・CDC は、以下の国への海外渡航について5月27日時点で以下の注意レベルを発表している（前回のニュースレター時からブラジルが追加された。）。

レベル3（入国制限対象）：ブラジル、欧州26か国（シェンゲン協定加盟国）、英国、アイルランド、中国、イラン

レベル3（不必要な渡航を避けること）：全世界

レベル2（高齢者及び基礎疾患保有者は不必要な渡航を避けること）：全世界

その他

・米国においては、COVID-19による小売・消費者向け企業の倒産の報道が相次いでいる。直近で Chapter 11 の申立てをした企業には、アパレルの J.Crew、高級デパートの Neiman Marcus、服飾小売大手 J.C. Penny、レンタカーの Hertz、ジムの Gold's Gym 等日本でも有名な企業も含まれる。4月の Chapter 11 の申立ては前年比 26%増で、560 件に達している。Chapter 11 は日本でいう民事再生手続・会社更生手続と類似する再生型の手続であるため、手続が順調に進んで終結すれば会社や事業が消滅する訳ではないが、大幅な店舗縮小等が想定される。各社が Chapter 11 申立てに至った経緯は様々であるが、例えば、J.Crew の場合は、TPG Capital 等の PE ファンドによる LBO の際に調達した 30 億ドルの LBO ローンが重しとなっていたところ、予定していた一部ブランドの IPO が COVID-19 の影響で中止となり、COVID-19 による売上げの低下に耐え切れなくなり、Chapter 11 の申立てに至った。Chapter 11 の手続の中で、J.Crew の既存レンダー団は約 16.5 億ドルの LBO ローンをエクイティに転換（デッド・エクイティ・スワップ）するとともに、4 億ドルの運転資金の追加ローンを融資することが報道されている。また、Hertz の場合は、最大株主は有名投資家カール・アイカーン氏であるが、同社は 190 億ドルの負債を抱えており、元々最近では Uber 等のライドシェアサービスに押されていたところに、COVID-19 の直撃を受け、保有している中古車の価値の下落により資産価値が減ったことに加えて、1 万人の従業員を解雇するのに 3,000 万ドルのコストを費消する等し、Chapter 11 の申立てを余儀なくされたと報じられている。これに対して、Hertz の債権者であるドイツ銀行は、同社が保有する中古車の証券化スキームの下で保有する Note 債権が倒産手続上最優先権を有することを裁判所に主張している。これらの案件では、今後、このように過去に行われた複雑なファイナンススキームを巡った債権者との攻防・訴訟が繰り返されることと予想される。

欧州（アクセル・クールマン外国法事務弁護士：axel_kuhlmann@noandt.com/

大沼真弁護士：makoto_ohnuma@noandt.com)

全体概況

2月下旬以降、北イタリアでの感染拡大から始まり欧州全域で感染者が急増したが、主要国では感染の拡大のペースに鈍化も見られており、外出制限の緩和等の措置もとられ始めている。また、各国では経済活動も再開し始めており、復興へ向けた一歩を踏み出したと言える。

EU レベルにおいては、3月17日に、EU 加盟国により、非 EU 市民による EU 域内への 30 日間の原則渡航禁止等の措置が決定された。欧州委員会は、4月9日、かかる渡航制限措置の 5月15日までの延長提案を行い、さらに 5月8日には、6月15日までの再延長の提案を行った。他方で、欧州委員会は、5月13日にガイダンスを公表し、段階的な渡航制限の解消と観光業の再開に向けた道筋を示した。

日本の外務省は、3月23日に欧州各国における感染症危険情報を更新し、イタリア、スペイン、ドイツ、フランスを含む複数国をレベル 3（渡航中止勧告）に引き上げた。加えて、レベル 3 の国は日本への入国制限の対象地域とされた。また、3月31日には、英国を含む欧州のほぼ全域がレベル 3（渡航中止勧告）に引き上げられた。

ドイツ及び英国については、以下の国別情報も参照されたい。

主な政府発表

- ・欧州委員会による渡航制限措置の再延長提案（5月8日）
- ・欧州委員会による渡航制限の解消及び観光業の回復に向けたガイダンスの公表（5月13日）
- ・欧州委員会による復興計画案の公表（5月27日）

渡航情報

・非 EU 市民による 'EU+area' 域内への 30 日間の原則渡航禁止等の措置が、3月16日、欧州委員会により提案され、3月17日、EU 加盟国及びシェンゲン加盟国首脳により決定された。英国市民、EFTA 加盟国市民、永住者、医療従事者、通勤者等は渡航禁止措置の例外対象となる。各加盟国により実施される。欧州委員会は、3月30日、かかる渡航制限措置に関するガイダンスを公表した。また、欧州委員会は、4月8日、渡航制限措置の 5月15日

までの延長提案を行い、さらに5月8日には、渡航制限措置の6月15日までの再延長の提案を行った。

・日本の外務省は、3月23日に欧州各国における感染症危険情報を更新し、イタリア、スペイン、ドイツ、フランスを含む複数国をレベル3（渡航中止勧告）に引き上げた。また、3月31日には、英国を含む欧州のほぼ全域がレベル3（渡航中止勧告）に引き上げられた。レベル3の国は日本への入国制限の対象地域とされている。

その他

・欧州委員会は、3月25日、外資規制に関する加盟国向けのガイダンスを公表した。公共の秩序・安全の維持のために極めて重要な医療インフラ分野等におけるEUの企業や資産を保護するために、外国からの投資に関するスクリーニングその他必要な措置をとることを加盟国に求めるとともに、重要な企業を外国からの投資から保護するための手段として黄金株の活用等を推奨している。欧州におけるこのような分野における投資を検討している日本企業にとっては、外資規制の対応について留意が必要である。

・欧州議会は、3月26日、ほぼ全会一致で、EUレベルでの経済支援措置について可決した。①370億ユーロの中小規模事業者、ヘルスケアシステム、労働市場等への支援、②8億ユーロの公共医療危機対応のファンド、③航空会社の運航義務を一時的に免除する措置等を内容とする。

・EUのユーロ圏財務相会合（ユーログループ）では、4月9日、総額5,400億ユーロの経済支援パッケージについて合意された。

・これに加えて、ドイツ及びフランスの首脳は、5月18日、5,000億ユーロ規模の復興基金の設立を目指すことで合意し、これを受けて欧州委員会は、5月27日に復興計画案を公表し、総額7,500億からなる基金の設立等を提案した。

・欧州委員会は、4月15日、感染拡大防止策の緩和に向けたロードマップを公表した。

・欧州委員会は、5月13日、渡航制限の解消及び観光業の回復に向けたガイダンスを公表した。これを受けて、イタリアやスペイン等欧州の一部の国は、6月以降順次外国からの観光客の受け入れを再開する方針を示している。

ドイツ（アクセル・クールマン外国法事務弁護士：axel_kuhlmann@noandt.com/

大沼真弁護士：makoto_ohnuma@noandt.com)

全体概況 死亡者：8,372人、感染者数（累計）：181,200人（5月27日現在）

ドイツは連邦制を採用しているため、感染対策措置は基本的に各州の権限の下において行われている。もっとも、3月16日には、ドイツ政府は、感染拡大を抑制するための施策として、連邦政府・各州の間で合意された対策措置に関するガイドラインを公表し、各州の権限は維持しつつも、ドイツ全土で統一的な措置が採用されることとなった。食料品、薬局等を除き、バー、劇場、見本市、スポーツ施設等、人の集まる施設が閉鎖されることになり、また、ドイツ国内のホテルの宿泊も必要な場合に限り、観光目的には利用できないものとされた。さらに、3月25日には、新型コロナウイルスの対策法がドイツ連邦議会で可決された。また、4月半ばの一部の店舗の再開等を認めた緩和措置の実施後も新規感染者の減少傾向がみられたことから、5月6日には、外出制限等を大幅に緩和する措置について決定された。

日本の外務省は、3月23日にドイツにおける感染症危険情報を更新し、ドイツをレベル2（不要不急の渡航自粛）からレベル3（渡航中止勧告）に引き上げ、日本への入国制限の対象地域とした。

渡航情報

・EUの渡航禁止措置が、ドイツでは3月17日をもって発効する旨発表された。

・出入国の暫定的制限として、隣国との国境において出入国制限の措置がとられていたが、段階的に緩和され、6月中には撤廃される見通し。

・日本の外務省は、感染症危険情報においてドイツをレベル3（渡航中止勧告）に指定している。

ロックダウンの更なる緩和

・5月6日、連邦政府及び各州政府は、更なるロックダウンの緩和措置について決定した。具体的には以下のよう

な緩和措置が認められることとなった。

- 市民は自己の家族+他の一家族と外出することが認められる。
 - 学校は一定の対策措置をとった上で徐々に再開される。
 - 病院、老人ホーム等の施設では、当該施設で新型コロナウイルスの感染者が出ていない場合には外部からの訪問が可能になる。
 - 4月15日に決定された緩和措置では一部の店舗についてのみ営業の再開が認められていたが、全ての店舗について、一定の感染防止措置をとることを条件として、営業の再開が認められることとなる。また、各州において、店舗の人数制限の指定するものとされている。
 - 一定の条件でスポーツイベントが開催可能となる。サッカーのブンデスリーガ一部・二部も再開された。
- ・上記決定では、7日間で人口10万人あたり50人超の新規感染者があった自治体は、適切な制限措置を（再度）実施するものとされている。
- ・ソーシャルディスタンスや接触制限は6月5日まで延長された。また、一定の公共の場におけるマスクの着用を義務付けることが決定された。
- ・大規模イベントは引き続き8月31日まで禁止が継続されており、例えばミュンヘンのオクトーバーフェストも中止が決定された。

新型コロナウイルスの対策法

・3月25日、ドイツ連邦議会（Bundestag）は全会一致で新型コロナウイルスの対策法（民事法、破産法及び刑事手続法におけるCOVID-19パンデミックの影響緩和のための法律：*Gesetz zur Abmilderung der Folgen der COVID-19-Pandemie im Zivil-, Insolvenz- und Strafverfahrensrecht*）を可決した。同法は、①長期の消費者契約について支払猶予（モラトリアム）を認めるとともに、②賃貸借や③消費者ローンについて新たなルールを導入するものである。

・まず、①のモラトリアムでは、消費者及び小規模事業者に対して、2020年3月8日までに締結された長期間の消費者契約に関して、2020年6月30日までの間、以下の条件を満たす場合に、契約上の義務履行を拒否する権利が認められた。さらに、ドイツ連邦政府は、かかる期間を2020年9月30日まで延長する権限が与えられている。

- 当該契約は必要不可欠なもの、すなわち、消費者の場合は基本的な生活、小規模事業者の場合は事業の存続に必要な物・サービスに関する契約であること。
- 消費者の場合、新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、当該契約の義務履行をすることによって、自ら又はその家族の合理的な生活を危険にさらすことになること。
- 小規模事業者の場合、当該契約の義務履行をすることによって、その事業運営を危険にさらすことになること。
- 契約上の義務履行を拒絶することが不合理でないこと（契約の相手方の事業運営や生活を危険にさらすようなものでないこと。）。

・次に、②賃貸借については、賃料の支払が困難となるケースが予想されることから、賃借人が2020年4月1日から6月30日までの間に支払わなかった場合には、新型コロナウイルスの影響によるものと推定され、賃貸人の解除権が制限されることとなった。また、ドイツ連邦政府は、かかる期間を2020年9月30日まで延長する権限が与えられている。

・また、③消費者ローンについては、以下の条件を満たす場合に、返済の繰り延べが認められることとなった。ドイツ連邦政府には、同様の措置を小・中規模事業者にも拡大する権限が与えられており、また、以下の繰り延べの期間を2020年9月30日まで延長する権限が与えられている。

- 2020年3月15日までに締結された消費者ローン契約であること。
- 新型コロナウイルスの感染拡大の結果として、消費者が2020年4月1日から6月30日までの間に返済期限が到来するローンを支払うことが不合理となること。例えば、そのような支払の結果として、自身や家族の合理的な生活が危険にさらされること。
- 個別の事情を考慮した上で、契約上の義務履行を拒絶することが貸付人にとって不合理でないこと。

倒産法の特則

- ・上記の新型コロナウイルスの対策法では、倒産法に関する特則も含まれている。
- ・2020年9月30日までの間、一時的に、会社の代表者が倒産法に基づく倒産申し立てを行う義務が停止されるものとされた。倒産状態がCOVID-19の影響によって生じたものでない場合又は回復の見込みがない場合には適用されないが、2019年12月31日の時点で倒産状態になかった場合には、適用可能と推定される。また、会社の代表者は、柔軟な会社経営を可能とするため、通常の事業の過程で行った支払に関して倒産法に基づく個人責任を負わないものとされた。
- ・加えて、緊急の資金調達を促進するために、2020年9月30日までの間になされた借入の返済や担保設定は債権者を害するものとはみなされないものとされた。また、他社に対して資金の貸付や担保供与を行うことは、倒産手続を不当に遅らせる行為とはみなされないものとされた。

ロックダウンの法的根拠

- ・ドイツにおけるロックダウン等の感染対策措置は、感染防止法 (*Infektionsschutzgesetz*; IFSG) に基づき行われている。同法では、感染症の拡大防止のために必要な措置をとる権限を各州に与えており、ロックダウン等の措置の法的根拠となっている。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大初期においては、同法に基づき各州で異なる対策措置がとられていたが、連邦政府・各州の間で合意された対策措置に関するガイドラインに基づき、統一的な措置が各州でとられることとなった。
- ・これに加えて、上記の新型コロナウイルスの対策法に基づき、連邦保険省に補充的な措置をとる権限が与えられることとなった。例えば、ドイツへの入国者に健康状態のチェックを行う権限、交通機関・運送会社に対してかかるチェック等を義務付ける権限、医薬品の供給を確保するために必要な措置（販売・価格設定・流通の制限等）をとる権限、医療機関の機能を維持するために必要な措置をとる権限等が与えられた。

経済支援措置

- ・ドイツ政府は7,500億ユーロ（約90兆円）の支援パッケージを承認した。
- ・主として①国営金融機関であるKfWからの融資、それに対する政府保証の増強、②経済安定基金（6,000億ユーロ）による、直接投資、融資又は保証を通じた資金供与（大・中規模企業向け）、③500億ユーロ規模の小規模事業者向けの直接的経済支援の3つから構成される。
- ・同時に、ドイツ政府は補正予算を4,848億ユーロに増額し、また、税収の大幅な減少（約335億ユーロ）が予想されることから1,500億ユーロの国債発行をすると報じられた。

政府支援

- ・ドイツ政府は航空大手ルフトハンザに対して総額90億ユーロの公的支援を行うことを決定した（このうち、57億ユーロは議決権のない資本出資、3億ユーロは同社の20%の株式取得、30億ユーロは融資という形で支援される）。また、外国投資家による買収に対する防衛策として、ドイツ政府は一定の株式への転換権を保有し、ドイツ政府は25%+1株まで持株比率を増加させることができるものとされている。また、監査役に2名の指名権を持つものとされている。
- ・公的支援の条件の詳細は未だ公表されていないが、役員の報酬削減や、環境保護のための施策を行うこと（例えばCO₂の排出量や騒音の少ない新型機を導入すること）等が条件とされている。
- ・公的支援の実施には欧州委員会の承認が必要とされているが、欧州委員会は承認の条件としてフランクフルトとミュンヘンの空港の発着枠を競合他社に対して移管することを求めており、ドイツ政府との間で折衝が行われていると報じられている。

英国（ジョン・レイン外国法事務弁護士：john_lane@noandt.com/

大沼真弁護士：makoto_ohnuma@noandt.com)

全体概況 死亡者：37,048人、感染者数（累計）：265,227人（5月26日現在）

英国では、イタリア、スペイン、フランス、ドイツといった他の欧州主要国と比べると対策措置の程度は低かったが、感染の拡大を受けて、他の欧州諸国にならい、外出禁止等の社会的不接触のルールの導入とともに、不要不急のビジネスの閉鎖等を命じた。また、3月25日には、新型コロナウイルスの対策法である Coronavirus Act 2020 が成立し、施行された。死亡率や入院者数の低下等の感染状況の変化を受けて、英国政府は、5月11日、外出制限の緩和に向けた計画を公表し、制限の解消に向けた見通しが示された。ジョンソン首相は、5月26日に会見を行い、外出制限緩和の段階的实施として、イングランドにおける生活必需品を扱わない店舗についても6月15日から営業再開できると公表した。

日本の外務省は、3月31日に英国における感染症危険情報を更新し、英国をレベル2（不要不急の渡航自粛）からレベル3（渡航中止勧告）に引き上げている。

主な政府発表

- ・外出制限の緩和に向けた計画の公表（5月11日）

渡航情報

- ・EU加盟国は、3月17日に、非EU市民によるEU域内への30日間の原則渡航禁止措置を決定したが、英国市民は適用除外となるとされている。
- ・日本の外務省は、感染症危険情報において英国をレベル3（渡航中止勧告）に指定している。
- ・アイルランドからの渡航者を除く全ての英国への渡航者は14日間の自主隔離が必要とされる。

コロナウイルス対策法/ロックダウンの法的根拠

- ・新型コロナウイルスの対策法である Coronavirus Act 2020 が3月25日に成立し、同日施行された。
- ・同法は、英国政府に、新型コロナウイルスの対策措置の権限を与えるものであり、また、ロックダウンの法的な根拠となっている。
- ・以下の権限等が政府に与えられている。：集会の禁止・制限、公共交通機関の管理・停止、事業・飲食店の閉鎖、感染が疑われる者の隔離措置、学生や退職者のヘルスケアサービスへの登録、港・空港の閉鎖、学校・育児施設の閉鎖、地方・国政選挙の2021年5月までの延期、賃貸借における貸主の借主に対する退去権の停止、スーパーマーケットのサプライチェーン上の問題に関する政府への報告義務、ビデオリンクにより一定の手続を実施することを裁判所に対して許可
- ・原則として2年間の時限立法である。2022年3月に自動的に失効すると定められており、政府の判断により6か月延長又は短縮することができる。また、この間、6か月ごとに国会の審査を受けるものとされている。

外出制限の緩和へ向けた計画の公表

- ・英国政府は、5月11日、‘Our Plan to Rebuild: The UK Government’s COVID-19 recovery strategy’（再建計画：英国政府のCOVID-19復興戦略）を公表し、ロックダウンの緩和に向けた計画を示した。主なポイントは以下のとおり。
- ・5段階の警告システム：政府は、新型コロナウイルスの感染状況を精査し、5段階に分けて警告を発する（レベル1：英国内でCOVID-19の存在が認知されていない。レベル2：英国内にCOVID-19は存在するが、感染件数は低い。レベル3：COVID-19の感染症が流行している。レベル4：COVID-19の感染症が流行しており、感染率が高く指数関数的に増加している。レベル5：レベル4と同じ感染水準であり、かつ、医療サービスの崩壊のリスクがある。）。
- ・現在、上記の警告システム上、感染状況はレベル3に指定されている。
- ・ロックダウンの緩和は3段階に分けて実施する。第1フェーズとして、5月13日から、自宅では作業ができない人の出勤を、安全性が確保されることを前提として奨励する。屋外での運動や公園への外出も許可される。第2フェーズは早ければ6月1日から実施される。プライマリースクールは6月1日から夏季休暇前までの1か月間再開予定だが、セカンダリースクールは秋まで再開されない見通し。衣料品店等の生活必需品を扱わない店舗の再開や、無観客でのスポーツイベントの実施も認められる。第3フェーズは早ければ7月4日から実施され、理髪店や礼拝所等の事業や場所の再開も認められる。パブやナイトクラブ等、混雑した、生活に必須でない場所の再開

は秋まで認められない可能性が高い。

・第2フェーズの期間中、英国政府は、接触が認められる世帯グループの範囲を拡大することを検討するものとされている。例えば、別な場所で生活している親子については、接触が認められる可能性がある。

倒産法の改正案

・新型コロナウイルスの感染拡大局面における事業継続をサポートするために、倒産法の改正が検討されている。

・‘wrongful trading’に関するルール適用の一時的な停止：‘wrongful trading’とは、会社の取締役が(a)会社の倒産を避ける合理的な見込みがないと認識していた・認識すべきであった場合に、(b)債権者の損失を最小化するための措置をとらずに、事業を継続していた場合に認定され得る概念で、これが認められた場合、会社の取締役は債権者に対して個人責任を負う可能性がある。このルールに関して、現在の前例のない状況下において柔軟な会社運営を可能とするために、その適用を一時的に停止することが検討されている。

・その他：原材料やエネルギー等の事業継続に必須の調達を続けることができるよう、会社の取締役が経済的困窮している状況においてサプライヤーや従業員に対する支払を行い、その個人責任を回避することを可能とする一種のモラトリアムの導入も検討されている。

・現在国会は新型コロナウイルスの影響により中断しているが、英国政府は、国会における審議が可能となった後速やかに国会に上記の改正案を提出する予定と報じられている。

経済支援措置

・英国政府は戦後最大となる総額 3,500 億ポンドの財政援助措置を公表した。

・年間 4,500 万ポンド以下の売上のある企業は、500 万ポンドまでの無利子融資を 12 か月間受けることができ、政府がその 80%を保証する。

・月 2,500 ポンドを上限に、従業員の給与の 80%を政府が支払う。

・付加価値税 (VAT) の支払が 2020 年 6 月まで停止される。

・中央銀行であるイングランド銀行は、政策金利を最低水準の 0.1%に切り下げた。また、大規模な量的緩和措置を公表し、2,000 億ポンドの英国債の買い上げを行うとした。

政府による救済計画

・英国政府は新型コロナウイルスの蔓延により深刻な影響を受けた英国の大企業を支援する準備があることを示唆している。英国財務省は‘Project Birch’と呼ばれる計画を策定したが、同計画に関して、財務省は、企業の全ての資金調達手段が尽きた場合で、英国経済が害されるおそれがある場合に、最終手段としての支援を行うことを検討している旨述べた。

・報道によれば、既に Jaguar Land Rover、Tata Steel、複数の航空会社を含む相当数の企業が英国政府との間で政府支援について協議を行っているとのことである。

・英国政府が大企業に対する政府支援を行うとすれば 2008 年-2009 年の金融危機の際に Royal Bank of Scotland (RBS) に対する資金注入を行って以来となるが、10 年以上が経過した現在においても英国政府は当時取得した持分の処理が完了しておらず、英国の納税者に多額の損失を与えたと考えられているため、政府による大企業の救済については懐疑的な見方も少なくない。

その他 (MAC 条項の解釈)

・M&A 等の取引契約では、取引実行の前提となった事情に関して重大な変更を生じさせる事象が発生した場合に、当事者の契約上の義務を免責することを目的とする material adverse change (MAC) 条項が置かれることが少なくない。もっとも、米国等と比べて、イングランド法上は、MAC 条項の解釈について争われた事例は極めて少なく、M&A 取引の関係で MAC 条項のみが争われた事例は見当たらない。

・MAC 条項に関する直近の裁判例 (*Grupo Hotelero Urvasco SA v Carey Value Added SL* (2013)) は、ファイナンス取引に関するもので、MAC 条項の解釈に関して、以下のような一般的な指針を示している。

- 当事者間の合意内容に効力を与えるというのがイングランド法上の契約解釈の基本原則であるため、契約上の文言に従って解釈するのが原則である。契約文言が不明確な場合には、事業上の慣行も解釈上考慮され得る。

- MAC 条項の適用には、当事者の契約上の義務を履行する能力に重大な影響を与える事情の変更が必要。
 - 契約の締結時に、MAC を生じさせる事象を認識していた場合には、MAC 条項の適用を主張できない。
 - MAC を構成する事情の変更は、一時的なものであってはならない。
- ・上記の指針に従うと M&A 取引等において MAC 条項の適用を主張するハードルは高いと考えられるが、最終的にはその契約で MAC 条項がどのようにドラフトされたか（当事者がどのように意図していたか）によって判断されることとなる。

その他 (force majeure / frustration)

- ・新型コロナウイルスによる影響を受けて、企業間の契約で定められる force majeure (不可抗力) 条項の解釈が問題となるケースが増えている。force majeure 自体はコモン・ローの概念ではないため、不可抗力条項を契約上定めた場合のみ適用され、その適用の可否・効果は、具体的にその条項がどのようにドラフトされているか次第となる。
- ・他方で、force majeure に似たコモン・ロー上の概念として、frustration (契約目的の達成不能) がある。frustration は、契約締結時と状況が根本的に異なるものとなったために、いずれの当事者の帰責性にもよらず、契約上の義務が履行不能となった場合に生じるものとされる¹¹。frustration は、契約の履行が当初の想定よりも難しくなった又は不可能となった場合でも契約は履行されなければならない、という一般原則の例外として機能する¹²。一般的な force majeure と異なり、frustration が生じた場合には、契約は直ちに終了し、当事者は契約の履行義務を負わないこととなる。frustration の有無の判断にあたっては、①契約締結後に発生した事象であること、②当事者が当該事象を予想していなかったこと、③当該事象につきいずれの当事者にも帰責性がないこと、④当該事象が契約の履行を不可能又は違法とするものであること等、様々要素が総合的に考慮されることとなる。

シンガポール (坂下大弁護士 : yutaka_sakashita@noandt.com)

全体概況 死亡者：23 人、感染者数 (累計)：32,343 人 (5月26日現在)

シンガポールでは引き続き外国人労働者の宿泊施設等において 1 日あたり数百人規模の感染確認が続いているが、これらを除いた市中感染は、最近では 1 日あたり 1 桁の人数に落ち着いている。現在適用されている circuit breaker と呼ばれる感染拡大防止措置は 6 月 1 日で終了し、その後は段階的に種々の制限が緩和されることが発表されている。

主な政府発表

- ・保健省 (MOH) による、Disease Outbreak Response System Condition (DORSCON) と呼ばれる感染指標に基づくリスクレベルのオレンジへの引き上げ (2月7日)
- ・政府タスクフォースによる、国内における感染拡大防止措置の更なる厳格化の発表 (3月24日)
- ・外出禁止措置 (Stay Home Notice : SHN) 不遵守に対する罰則等を定めた感染症法の下位規則の施行 (3月25日)
- ・circuit breaker 措置の開始 (4月7日)
- ・COVID-19 暫定措置法 (COVID-19 (Temporary Measures) Act 2020) の成立 (4月7日)
- ・circuit breaker 措置を 6 月 1 日まで延長することを発表 (4月21日)
- ・circuit breaker 措置の段階的緩和を発表 (5月2日、19日)

渡航情報

1. シンガポール国民、永住者、長期滞在パス (雇用パス等) 保有者
 - (1) 渡航先を問わず、シンガポールに帰国する者は全員、政府指定の施設での 14 日間の SHN の対象とする。
 - (2) 上記に加え、長期滞在パス保有者は、シンガポールへの渡航前に、所轄官庁の事前の許可を得る必要がある。

¹¹ *Contractors Ltd v Fareham UDC* [1956] AC 696.

¹² *Taylor v Caldwell* (1863) 3 B&S 826.

雇用パス保有者及びその家族等の場合、雇用者の責任において、事前に人材省（MOM）の許可を得ることとされている。現在、この MOM の許可が得られるケースは極めて限定的であり、現在シンガポール国外にいる雇用パス保有者の多くは、当面シンガポールに再入国することが見込めない状況にある。

(3) さらに、入国前に健康状態申告書（health declaration）を提出する必要がある。

2. 旅行者、出張者等の短期滞在者

全ての入国及び乗継ぎを禁止。circuit breaker 措置終了後（6月2日以降）、乗継ぎは一定の条件下で認められる見込み。

circuit breaker の終了とその後

- ・4月7日から6月1日までの間実施される circuit breaker 措置の内容は、大要以下のとおりである。
 - (i) 生活必需品の調達、生活必需サービスへの従事、(1人又は同居者との) 屋外での運動、その他一定の例外を除いて、自宅に滞在すること。
 - (ii) 同居者以外の者との物理的会合は禁止。
 - (iii) 例外的に外出が認められる場合でも、他人と1メートル以上の距離を設ける。また、マスクを着用する。
 - (iv) 住居や生活必需サービス拠点を除き、あらゆる施設（商業、娯楽、スポーツ施設等）の閉鎖。
 - (v) 一定の生活必需サービス（政府機関や生活必需品小売店、サービス提供者等）以外の事業は、事業場を全て閉鎖し、自宅でのリモートワークのみ可。（例外的に事業場を開ける必要のある場合には、当局の個別許可が必要。）
- ・6月2日以降は、段階的に上記 circuit breaker 措置が緩和されることが想定されている。かかる段階的緩和は3段階に分けられ、6月2日から開始する第1段階においては、（既に営業が認められている生活必需サービスに加えて）一定の業種のオフィスの再開が一定の条件の下で認められ、また、学校も部分的に再開する。もっとも、この段階では、人々の原則的な接触禁止は概ね維持され、また飲食店の店舗内営業（持帰り、配達を除く。）や娯楽施設の営業も引き続き禁止される。現時点では、この第1段階の制限緩和期間は数週間程度継続することが想定されており、当該期間中における感染状況が安定していれば、第2段階の制限緩和に移行し、さらに広範囲の業種にわたるオフィス再開、学校のほぼ全面的な再開、飲食店の店舗内営業、小規模な集会、イベント等が認められることとなる見込みである。その後も感染状況に配慮しつつ徐々に各種制限が緩和されることが想定されているが、緩和の最終段階（‘Safe Nation’と呼ばれる第3段階）にあっても、集会、イベントにおける人数制限等は引き続き行われる見込みであり、このような制限は COVID-19 のワクチンや治療法が確立されるまで継続するとされている。
- ・上記のとおり、6月2日以降、一定の業種についてはオフィスを再開できることになるが、現行の在宅勤務を可能とする態勢は引き続き維持し、従業員のオフィスへの出入りはその明らかな必要性がある場合に限りとされている。また、オフィス再開にあたっては、一定の接触機会防止措置、従業員、来訪者のオフィス出入りの記録、マスク着用の義務化、衛生的環境の保持、体温チェック等の措置をとる必要があり、またこれらを実効的に行うためのプラン策定や、Safe Management Officer の選任等が必要となる。また、オフィス再開から2週間以内に当局への所要の報告が必要である。

COVID-19 暫定措置法

- ・4月7日、COVID-19 暫定措置法が成立した。同法は、一定の契約の不履行に関する一時的な救済措置、各種倒産手続開始要件の一時的緩和、法令上の会議開催や裁判手続における臨時措置、不動産税減免に関する取扱い（減免分を借主に還元）、MOH 大臣の権限で感染拡大防止措置に関する強制力ある規則を制定できる旨等を定める。
- ・COVID-19 暫定措置法において、2020年3月24日以前に締結又は更新された (i) 中小企業向けの一定の担保付ローンに係る契約、(ii) 工場、機械設備、商用車に係る割賦販売契約又は条件付売買契約、(iii) イベント契約、(iv) 観光関連契約、(v) 建設契約、建設資材供給契約等、(vi) 非居住用不動産に係るリース契約等の不履行に一定の救済措置が定められている。2020年2月1日以降に履行期が到来する対象契約上の義務の履行ができず、その不履行が COVID-19 を重要な理由とするものである場合において、不履行当事者が相手方当事者等に所定の通知を行ったときは、相手方当事者は、一定期間、裁判や仲裁による権利行使、担保権の実行、倒産関連手続の申立て、対象契約の目的資産の占有回復等が禁止される。

その他

- ・当局のウェブサイトにおいて、各感染者の属性や既確認感染者とのリンク等の情報が比較的詳細に公開されている。また、登録者には、政府より1日数回 SNS を通じ、その日の新規感染者数、感染拡大防止措置の呼びかけ、その他最新情報が配信される。
- ・Trace Together という接触者管理のためのスマートフォンアプリが政府により開発、公開されている。アプリをダウンロードした端末間の Bluetooth 通信によりアプリ利用者の接触を記録し、アプリ利用者が感染した場合には、政府が当該記録を辿って過去の接触者に所要の連絡をとることが想定されている。
- ・会計企業規制庁 (ACRA) より、(i) 4月16日から7月31日までに年次株主総会を開催すべき会社に60日間の期限猶予、(ii) 5月1日から8月31日までに年次報告書を提出すべき会社に60日間の期限猶予がそれぞれ認められている。
- ・Jobs Support Scheme とよばれる施策により、シンガポール国民又は永住者たる一定の労働者等の9か月分の給与(月給4,600シンガポールドルまでの部分。)の25%から75%(割合は産業セクターにより異なる。4月及び5月分は一律75%)が政府から使用者に助成される。
- ・3月12日以降に労働者の給与に影響を及ぼすコスト削減策を講じた一定の使用者は、MOM にその旨を通知する必要がある。

インドネシア (福井信雄弁護士 : nobuo_fukui@noandt.com/

中村洸介弁護士 : kosuke_nakamura@noandt.com)

全体概況 死亡者：1,418人、感染者数(累計)：23,165人(5月26日現在)

インドネシアでは、感染拡大が収束しないまま断食明けの大祭を迎え、この期間中の国内移動を制限する大臣令や州知事令により感染拡大防止に向けられた措置が実施されている。首都ジャカルタで4月10日以降実施されている大規模社会制限と呼ばれる職場等の閉鎖措置も6月4日まで延長されることとなった。滞在許可証を保有しない外国人の入国は依然一律に禁止されており、また滞在許可証を有する外国人については、入国の際に健康証明書の提示が求められる等の入国制限が継続している。

主な政府発表

- ・法務人権大臣令 2020 年第 3 号 (2020 年 2 月 5 日制定) に基づく中国人及び中国への渡航歴のある外国人へのビザ発給の一時停止
- ・ジョコ・ウィドド大統領による、インドネシア初の国内感染事例に関する声明 (3 月 2 日)
- ・ジョコ・ウィドド大統領による、新型コロナウイルス拡大防止に向けての声明 (3 月 15 日)
- ・ジャカルタ特別州知事による非常事態宣言 (3 月 20 日)
- ・調整大臣が地域隔離に関する政令の公布を発表 (3 月 27 日)
- ・ジャカルタ特別州知事が中央政府に対してジャカルタ特別州の都市封鎖の実施に関する要請書を提出 (3 月 30 日)
- ・外務大臣による外国人の入国全面禁止の発表 (3 月 31 日)
- ・COVID-19 に関連する大規模社会制限に関する大統領令 (3 月 31 日)
- ・COVID-19 に関連する大規模社会制限に関する保健大臣令 (4 月 3 日)
- ・ジャカルタ特別州知事宛の大規模社会制限の発動を承認する保健大臣通達 (4 月 7 日)
- ・COVID-19 に関連する大規模社会制限の実施に関するジャカルタ特別州知事令 (4 月 9 日)
- ・新型コロナウイルス感染を国家災害に指定することを定めた大統領通達 (4 月 13 日)
- ・断食明け大祭期間中の移動制限に関する運輸大臣令 (4 月 23 日)
- ・ジャカルタ特別州の大規模社会制限に違反した場合の制裁を定めたジャカルタ特別州知事令 (4 月 30 日)
- ・ジャカルタ特別州の出入域を制限するジャカルタ特別州知事令 (5 月 14 日)

渡航情報

- ・4月2日以降、一時滞在許可証（KITAS）や長期滞在許可証（KITAP）を保有しない外国人に関しては、インドネシアへの入国と乗継ぎが禁止されている。
- ・滞在許可証を保有する外国人は引き続き入国は可能であるが、入国前14日間、感染が深刻化している国に滞在していないことと（現状日本は深刻化していない国として扱われている。）健康証明書の提出が求められる。当該健康証明書はインドネシアに到着する7日以内に取得されたもので、呼吸器感染症の症状がないことに加え、PCR検査の結果が陰性であることが記載されている必要がある。当該健康証明書を提出し入国した場合も、14日間の自主隔離が求められる。
- ・健康証明書にPCR検査の結果が陰性である旨の記載のない者に対しては、インドネシア到着時に迅速抗体検査を含む追加的健康検査を実施し、新型コロナウイルスに感染していない、又は感染に特有の症状がないと判断された場合に入国が認められる。仮に迅速抗体検査の結果が陽性であった場合、症状があれば新型コロナウイルス指定病院等へ移送、隔離され、また、陽性かつ症状がなければ本国へ送還される。
- ・インドネシア国外滞在中に滞在許可証の有効期限が切れた場合の救済措置として、有効期限が切れても事前手続きなく再入国が可能となった。この場合の再入国は、スカルノ・ハッタ国際空港等、政府が指定する国際空港等でのみ可能である。

その他

- ・インドネシア金融庁は、3月9日付けで「自社株買いが許容される市況への重大な変動を与えるその他の事由」に関する回状（Circular Letter）を発行し、今回の新型コロナウイルスの拡散が市況への重大な変動を与える事由に該当するとの解釈を明らかにした。インドネシアの上場会社に関しては、一定の市況への重大な変動を与える事由が生じた場合に、本来必要な株主総会の決議無しに一定限度の自社株買いを許容する金融庁規則が2013年に施行されているところ、今回の回状により、現在の状況下で同規則の適用を受けられることが明確化され、より機動的な自社株買いが可能であることが確認された。市場での株価の下落が著しい現状において、上場会社の資本政策の選択肢が広がる措置と評価できる。
- ・インドネシア金融庁は、3月18日付けで新たな回状を発行し、上場会社による年次株主総会の開催期限を2か月延長して8月31日までに変更し、また計算書類等の提出期限も2か月延長した。さらに、4月20日付けで新たな規則を制定し、上場会社によるビデオ会議等を利用したオンラインでの株主総会の開催を認め、総会会場に出席しない株主は電子投票等によって議決権を行使することが可能となった。
- ・感染拡大防止の目的で、インドネシアへの投資を主管する投資調整庁の窓口が3月17日より3月末までサービスを一時停止することを発表した。この措置は4月以降も継続している。オンラインでの手続は引き続き可能である。
- ・インドネシア事業競争監視委員会（KPPU）は、4月6日付けで電子的な案件管理に関するKPPU規則（2020年第1号）を制定し、企業結合届出の受付を含む業務を電子メールやビデオ会議システムを利用して行うことができるようになった。
- ・ジャカルタ特別州は4月10日より、大規模社会制限と呼ばれる措置が実施されており、一部の必須のサービス（電気、ガス、水道、銀行、薬局、スーパーマーケット、物流、メディア、病院等）を除き、全ての職場及び学校が閉鎖されている。同時にスポーツ、娯楽及び宗教関連の行事も全て禁止されている。現時点では6月4日までこの措置は継続され、違反した場合には罰金等の制裁の対象となる。
- ・ジャカルタ特別州のほか、西ジャワ州（現時点では感染状況に応じて5月29日まで）及び東ジャワ州のスラバヤ地域（現時点では6月8日まで）等でも、大規模社会制限が実施されている。
- ・断食明けの大祭期間中の帰省禁止措置に関連して、インドネシア運輸大臣令が発布され、4月24日から、大規模社会制限の対象地域等から出入域する陸上交通、鉄道交通、海上交通、航空交通の運行及び使用が原則禁止されている。但し、国際定期旅客便は対象外であり、また、帰国を目的とした国際旅客便の搭乗のために外国人がジャカルタ首都圏域外からスカルノ・ハッタ国際空港に移動することも規制対象外となっている。
- ・さらに、ジャカルタ特別州では、同州知事令に基づき、新型コロナウイルス感染が国家災害と指定されている期間中、原則、外国人を含む全ての者による同州の出入域が制限されている。ジャカルタ首都圏域内の住民が同首都圏域内に出入域することは規制対象外となっているが、ジャカルタ特別州境界の検問所で首都圏の居住を示す身分証明書等の提示を求められる可能性がある。なお、首都圏域外居住者が、日本への帰国等でスカルノ・ハッタ国際

空港に移動する際に、陸路でジャカルタ特別州の出入域を伴う場合は、同州政府発行の許可証を取得する必要があると考えられている。

ベトナム（澤山啓伍弁護士：keigo_sawayama@noandt.com）

全体概況 死亡者：0人、感染者数（累計）：327人（5月27日現在）

ベトナム国内での感染者数は抑えられており、隔離対象である海外からの帰国者を除き、4月16日以降1か月以上にわたり、市中での新規感染者は出ていない。ベトナム政府は4月1日から全土での「社会隔離」の実施を指示し、全ての国民に自宅待機を求めていたが、4月16日以降段階的に緩和がされており、既にカラオケとディスコ以外の店舗の営業再開、国内交通機関の制限解除も認められ、ベトナム国内は平穏を取り戻している。外国人の入国については、引き続き原則として認められていないが、政府が観光客を含め受け入れ再開を検討しているとの報道もある。

主な政府発表

- ・①公共スペース、事務所ビル・学校の周辺、公共交通機関におけるマスクの着用、手指の消毒、個人衛生確保の義務付けの継続、②公共交通機関における便数制限の撤廃、間隔・座席数の制限の解除、③一定の感染防止措置を前提とした(a)商業・サービス施設（ディスコ及びカラオケを除く。）の営業、(b)スポーツ活動、大人数が密集する活動の再開を許容（5月8日付首相府通知177号）
- ・新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた企業に対して、労働組合費や社会保険料の支払期限を延期する公文書が発行されている¹³。また、同様に税金や土地賃借料の支払期限の延期を定める政令第41/2020/ND-CP号も公布されている。

渡航情報

- ・2020年3月22日以降の全ての外国人の入国の原則停止措置（政府官房通知第118/TB-VPCP号）は継続中である。但し、例外的に入国が許可される例もあり、5月9日にはホテルでの2週間の隔離措置を前提に日本人駐在員68人が入国した。また、5月8日付首相府通知177号では、投資家、専門家、高技能労働者に該当する外国人の入国については、14日間の「集中隔離」（病院・ホテル等、国が指定した施設での隔離）ではなく、「適切な隔離措置」は必要なものの「企業の経営者及び当該地方の医療機関がその隔離を監視し、絶対にコミュニティへ感染を拡大させないことに責任を負う」としている。在ベトナム日本大使館が11日の時点で関係当局に聴取したところでは、これにかかわらず、当面、投資家、専門家、高技能労働者に対しても、集中隔離を要求するとの回答であったとのことである¹⁴が、首相府通知177号の内容からすれば、投資家、専門家、高技能労働者に該当する外国人については、遠からず、自宅での隔離が認められることになるのではないかと期待される。
- ・ハノイ市での日本人の労働許可証の新規発行申請は受理が再開されている。ホーチミン市では依然として受理を拒否している模様。
- ・4月1日から実施されている、ベトナム着の国際旅客便の原則運行停止は継続中。ベトナム航空は日本路線の全区間を6月末まで運休¹⁵。日系航空会社も日越間の航空便を運休又は減便し、5月末までの期間はベトナムから日本への復路便のみ運行している。

インド（山本匡弁護士：tadashi_yamamoto@noandt.com）

全体概況 死亡者：4,337人、感染者数（累計）：151,767人（5月27日現在）

¹³ 労働組合費につき、ベトナム労働総同盟によるオフィシャルレター第245/TLD号、社会保険料につき、ベトナム社会保険庁によるオフィシャルレター第860/BHXH-BT号

¹⁴ https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona0511.html

¹⁵ [https://www.vietnamairlines.com/~media/Files/VNANew/VNJP%20files/20200430-JP-NOOP-notice-till-30JUN.pdf](https://www.vietnamairlines.com/~/media/Files/VNANew/VNJP%20files/20200430-JP-NOOP-notice-till-30JUN.pdf)

インドでは連日多数の感染者の増加が確認されている。人口が多く、人口密集地も多いため、大規模な感染が懸念されており、3月25日から開始したインド全土でのロックダウンは、一部が緩和されたものの、5月31日まで継続される。

主な政府発表

- ・ 保険・家族・福祉省（Ministry of Health & Family Welfare）が Do's and Don'ts を公表¹⁶
- ・ インド災害管理法（Disaster Management Act, 2005）及びインド感染病法（Epidemic Disease Act, 1897）が発動
 - ・ 出稼ぎ労働者に対し帰省しないよう求め、帰省中の者については待機施設で 14 日間待機すること等を求める。既に帰省した者についても 14 日間の自宅待機等を求める。
 - ・ 3月25日に開始したインド全土でのロックダウンは、5月31日まで延長するが、州によっては民間企業のオフィスや工場、店舗の再開が認められる等、一部が緩和された。
 - ・ 20兆ルピー（約28兆5,000億円）の経済対策を実施する¹⁷。

渡航情報

- ・ 3月22日から3月29日までの間、国際民間旅客航空便のインドへの着陸が停止された。乗客は国籍を問わず「on Indian soil」に降り立つことが禁止される。なお、3月25日以降、国内民間旅客航空便も運行が停止される。
- ・ 全てのビザが2020年4月15日まで効力を停止した。やむを得ない理由によりインドに入国する必要がある場合は、インド大使館又は領事館にコンタクトしなければならない。
- ・ 日本人への On-arrival Visa の発給は停止されている。
- ・ 中国、韓国、イタリア、イラン、フランス、スペイン、ドイツ、UAE、カタール、オマーン、クエートに渡航歴のある者は、インドへの到着後、最低14日間隔離される。
- ・ EU、ヨーロッパ自由貿易連合、トルコ、英国、アフガニスタン、フィリピン、マレーシアからのインドへの渡航（乗継ぎを含む。）が禁止された。
- ・ 中国、韓国、イラン、イタリア、フランス、スペイン及びドイツへの渡航中止の強い勧告、並びに新型コロナウイルスの感染があった国への不急の渡航中止の勧告がなされている。
- ・ 韓国及びイタリアからインドに渡航しようとする者は、医療機関が発行する新型コロナウイルスに感染していないことを証する証明書を有していることを要する。その他の国からの渡航者も、自己申告書を提出する必要がある。

その他

- ・ インド災害管理法に基づき、インド全土での3月25日午前0時からロックダウン命令が出されており、違反した場合、罰則が適用され得る。現地報道によれば、理由なく外出した者に実際に罰金支払命令が出されているとのことである。このロックダウンは5月31日まで延長されるが、一部緩和されている。延長後のロックダウンの内容は州・地域によって異なるため、州政府・当局が公表するガイドラインに留意する必要がある。州間の移動も認められ得るが当局の承認が必要となる。
- ・ 雇用主は、一般的に職場における従業員の安全・健康を確保すべき義務を負っており、新型コロナウイルスに関

¹⁶ https://www.mohfw.gov.in/Poster_Corona_ad_Eng.pdf, <https://www.youtube.com/watch?v=IN4Wr1s48cM>

¹⁷ <https://static.pib.gov.in/WriteReadData/userfiles/Aatmanirbhar%20Presentation%20Part-1%20Business%20including%20SMEs%2013-5-2020.pdf>
<https://static.pib.gov.in/WriteReadData/userfiles/Aatma%20Nirbhar%20Bharat%20presentation%20Part-2%2014-5-2020.pdf>
<https://static.pib.gov.in/WriteReadData/userfiles/Aatma%20Nirbhar%20Bharat%20Presentation%20Part-3%20Agriculture%2015-5-2020%20revised.pdf>
<https://static.pib.gov.in/WriteReadData/userfiles/AatmaNirbhar%20Bharat%20Full%20Presentation%20Part%204%2016-5-2020.pdf>
<https://static.pib.gov.in/WriteReadData/userfiles/Aatma%20Nirbhar%20Bharat%20%20Presentation%20Part%205%2017-5-2020.pdf>

しても、従業員への情報提供、職場における衛生環境の確保、感染者・感染の可能性のある者の出勤停止（病気休暇等）等の措置を実施・検討すべきである。ロックダウンは一部解除されているが、引き続き、在宅勤務を推奨することも考えられる。

- ・州によっては、州政府が、新型コロナウイルス拡大を理由とする解雇（契約社員の雇用止めを含む。）や給料減額を雇用主が行わないよう通達を出している。
- ・インド伝染病法の発動により、各州政府に、規則の制定を含め、新型コロナウイルス対策に関する広汎な権限が付与された。州により、当該州の感染症 COVID-19 規則（Epidemic Diseases, COVID-19 Regulations, 2020）を制定しており、新型コロナウイルスが確認された国等への渡航歴がある者の病院への報告義務、地方当局への感染地域の封鎖等を含む広汎な権限付与等が行われている。州によっては当局による立入検査も可能である。規則に違反した場合、罰則が適用され得る。
- ・インド災害管理法が発動され、マスク等の価格統制が行われている。違反した場合、罰則が適用され得る。
- ・財務大臣兼企業大臣/企業省（Ministry of Corporate Affairs）は、以下を含む各種措置を公表した。
 - (i) インド会社法（Companies Act, 2013）及び関連規則上、財務諸表等を承認する取締役会は、テレビ会議を使用せず物理的に一堂に会して開催する必要があるが、テレビ会議使用禁止規制を6月30日まで免除する。
 - (ii) インド会社法上、ある取締役会から次の取締役会までの期間は120日以内でなければならないが、9月30日まで、この期間を60日間延長する。
 - (iii) 2019-20年度から適用される予定であった監査報告書令（Companies (Auditor's Report) Order, 2020）を、2020-21年度から適用する。
 - (iv) インド会社法上、独立取締役は、年1回以上、非独立取締役及び経営陣が出席しない会議を開催する必要があるが、2019-20年度については、独立取締役が当該会議を開催できなくても上記要請の違反とはみなされない。
 - (v) インド会社法上、事業年度（基本的に4月1日～翌年3月31日）内に182日以上インドに滞在していた居住取締役が存在する必要があるが、かかる居住要件を充足できなくても違反とはみなされない。
 - (vi) インド倒産法（Insolvency and Bankruptcy Code, 2016）に基づく倒産処理手続き開始申立てを行うための要件の1つである債務不履行額を、10万ルピーから1,000万ルピーとする。4月30日以降も現在の状況が継続するようであれば、6か月間、倒産処理手続き開始申立てに関する同法の規定を停止することを検討する。
同法上、各種手続を行わなければならない期間が規定されているが、ロックダウンの期間は当該期間に算入しない。
 - (vii) インド会社法上、一定の会社は、同法所定のCSR活動への支出が義務付けられているところ、新型コロナウイルスに関する支出はCSR活動への支出に含まれる。新型コロナウイルスへの対処等を主目的としてインド首相が設立したPrime Minister's Citizen Assistance and Relief in Emergency Situations Fund（PM CARES Fund）への寄付もCSR活動への支出に含まれ、最大限の寄付を要請する（PM CARES Fundへの寄付は税務上の控除も認められる。）。
 - (viii) インド国内の会社等に対し、新型コロナウイルス感染拡大阻止に向けた活動として、Form CAR（Companies Affirmation of Readiness Towards COVID-19）を提出（オンライン提出）することを要請する。
 - (ix) 各種直接税・間接税の税務申告や税金の支払について提出期限・納税時期が延期される。
 - (x) インド会社法及びインド有限責任組合法（Limited Liability Partnership Act, 2008）に基づき、インドの会社及び有限責任組合は、各種届出等を行わなければならないところ、これを懈怠している会社及び有限責任組合が多数存在する。2020年4月1日から9月30日まで、届出遅滞による追加手数料や訴追を免除することにより、これらの会社及び有限責任組合に届出等を促すための、会社新スタート・スキーム（Companies Fresh Start Scheme, 2020）及び有限責任組合セトルメント・スキーム（LLP Settlement Scheme, 2020）を導入する。
 - (xi) インド会社法上、テレビ会議による株主総会の開催は規定されていないが、一定の要件に従い、臨時株主総会をテレビ会議により開催することを認める。また、一定の要件に従い、2020年（暦年）中はテレビ会議により年次株主総会を開催することを認める。

- (xii)インド会社法上、事業年度末から 6 か月以内に年次株主総会を開催する必要があるが、2019 年 12 月 31 日に事業年度が終了した会社については、9 か月以内（2020 年 9 月 30 日まで）に年次株主総会を開催することができる。
- (xiii)会社設立時等において、事前に商号申請を行って使用する商号を所定の期間確保するが（当該期間内に設立申請等を行う。）、当該期間が 3 月 15 日から 5 月 17 日の間に満了する場合、5 月 17 日から当該所定の期間までの期間、商号が確保される。
- ・インド証券取引委員会（Securities and Exchange Board of India）は、以下を含む各種措置を公表した。
 - (i) 上場会社の年次財務諸表や四半期財務諸表等の継続開示書類の提出期限を、上場会社・書類の種類等により、約 3 週間から 60 日間延期する（例えば、株式上場会社の年次財務諸表の提出期限は 1 か月延期。）。
 - (ii) 上場会社の取締役会及び監査委員会の開催頻度につき、ある会議から次の会議までの開催期間が 120 日以内でなければならないという上場規則の規制を、2019 年 12 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日までに開催される取締役会及び監査委員会に適用しない。
 - (iii) 時価総額上位 100 社の上場会社は、事業年度末から 5 か月以内（2020 年 3 月 31 日に終了した事業年度については 2020 年 8 月 31 日まで）に年次株主総会を開催しなければならないところ、開催期限を 2020 年 9 月 30 日に延期する。また、時価総額上位 100 社の上場会社で、2019 年 12 月 31 日に事業年度が終了した会社については、9 か月以内（2020 年 9 月 30 日まで）に年次株主総会を開催することができる。
 - (iv) 上場会社は、年 1 回以上、指名・報酬委員会（nomination and remuneration committee）、利害関係者委員会（stakeholder relationship committee）及びリスク・マネジメント委員会（risk management committee）を開催しなければならないため、2020 年 3 月 31 日までにこれらを開催しなければならないところ、開催期限を 2020 年 6 月 30 日に延期する。
 - (v) 上場会社は、決算等の一定の情報を一定期間内に新聞で公告しなければならないところ、2020 年 5 月 15 日まで当該情報の新聞公告を免除する。
 - (vi) 上場会社の一定の 25% の株式・議決権を保有する者やプロモーター等は、3 月 31 日現在の株式・議決権保有割合等を事業年度末から 7 営業日以内（2020 年 4 月 15 日）までに開示する必要があるが、開示期限を 2020 年 6 月 1 日に延期する。
 - (vii) 上場会社は、財務諸表を承認する取締役会については開催日の 5 日前、その他の取締役会については開催日の 2 営業日前までに証券取引所に通知する必要があるが、2020 年 7 月 31 日までに開催される取締役会について、これらを 2 日前に短縮する。
 - (viii) ファースト・トラック株主割当発行の要件緩和等、資本市場からの資金調達を容易にするための各種規制緩和を行う。
- ・インド競争委員会（Competition Commission of India）に対する企業結合の届出その他の届出等は、電子メールで提出することができる。また、企業結合の事前相談は、テレビ会議で行うことができる。
- ・インド最高裁判所の命令により、3 月 15 日から命令が出されるまで、時効期間が延長される。
- ・商工省（Ministry of Commerce & Industry）は、以下を含む各種措置を公表した。
 - (i) 実施期間が 2015 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの外国貿易政策（Foreign Trade Policy）を、2021 年 3 月 31 日まで延長する。輸出促進スキーム（Export Promotion Schemes）に基づく各種インセンティブも 12 か月間延長する。但し、サービス輸出スキーム（Service Exports from India Scheme）に基づくインセンティブについては別途公表する。
 - (ii) オポチュニスティックな投資を制限するため、インドと国境を接する国の企業がインドに外国直接投資（FDI）を行う場合、又はインドに対する投資の実質的所有者がインドと国境を接する国に所在し、若しくはその国民である場合、インド政府の事前承認を要する（したがって、中国からインドへの FDI 又は中国に実質的所有者がいる FDI を行うためにはインド政府の事前承認を要することになる。）。
- ・インド準備銀行（Reserve Bank of India）は、以下を含む各種措置を公表した。
 - (i) 2020 年 3 月 1 日から 5 月 31 日までに支払期日が到来するターム・ローン上の元本及び利息等の支払を、銀行が 3 か月間猶予することができる。その後も、銀行は、6 月 1 日から 8 月 31 日まで更に 3 か月間猶予することができる。
 - (ii) インドからの商品・ソフトウェアの輸出対価は、輸出日から 9 か月以内に全額の支払を受ける必要があるが、2020 年 7 月 31 日までに行われた輸出対価の支払受領については、輸出日から 15 か月以内へと延長

する。

・現地報道によると、財務省（Ministry of Finance）が、太陽光発電デベロッパーに対し、新型コロナウイルスによるサプライチェーンの混乱により、契約上の期限を遵守できなかつたとしても、財務上の制裁を回避するため、不可抗力条項を発動することができる公表したとのことである。

・従業員に感染者が出た場合、当局に報告する以外、第三者に感染者に関する情報を開示することは、インド情報技術法（Information Technology Act, 2000）の個人情報保護に関する規定に違反するので開示してはならない。

タイ（佐々木将平弁護士：shohei_sasaki@noandt.com）

全体概況 死亡者 57 人、感染者数（累計）：3,045 人（5 月 26 日現在）

3 月中旬から 4 月にかけて急速に感染が広がったが、4 月末以降、新規感染者数がほぼ一桁又は 0 の日が続いている。非常事態宣言の適用は 6 月 30 日まで延長され、外国人のタイ向け渡航が原則禁止されている状況は続いているが、その他の具体的な措置については段階的に緩和が進められており、飲食店、ショッピングモール、理髪店・美容院、公園、運動場、ゴルフ場等の営業が再開されている。

主な政府発表

- ・非常事態宣言の適用期間の 6 月 30 日までの再延長（5 月 26 日付け閣議決定）。
- ・非常事態宣言に基づく措置の一部緩和（5 月 15 日付け非常事態令第 9 条に基づく決定事項第 7 号）。5 月 1 日付けの緩和措置に続く第二弾で、5 月 17 日以降、以下の措置が適用されている。
 - 夜間外出禁止時間の短縮（従前は午後 10 時から午前 4 時までであったが、午後 11 時から午前 4 時までとされた。）
 - 飲食店の再開（パブ等は除く。酒類の提供は禁止。）
 - ショッピングモールの再開（営業時間は午後 8 時まで。）
 - ホテル内の会議室・会議場の再開（参加人数を制限し、理事会や株主総会、単一組織の参加者による会議・研修・セミナーに限る。）
 - 運動・レクリエーション活動の緩和（接触を伴う運動競技、器具を用いるフィットネスセンターでの運動等を除く。）
- ・新型コロナウイルス追跡アプリケーション（タイ・チャナ）の発表。アプリを導入した事業者に対して QR コードが割り当てられ、各消費者が施設を訪れた際に QR コードを読み取り、入店・退店情報を登録する仕組み。政府による感染の疑いのある者の行動把握を可能にするとともに、事業者側でも入店者数の把握が可能となる。
- ・非常事態宣言に基づく措置の緩和に伴う営業再開に関するガイドライン（タイ政府及びバンコク都等）。
- ・タイ向け国際旅客便の飛行禁止措置の再延長（5 月 16 日付け。6 月 30 日まで）。
- ・3 月 26 日以降にビザの滞在許可の期限が到来する全ての外国人について、滞在期間が 4 月 30 日まで自動的に延長されていたが、さらに 7 月末までの自動延長が承認された。また、入国管理局への 90 日ごとの居住報告（90 日レポート）の免除も 7 月末まで延長される。
- ・労働者保護法に基づく 5 月 8 日付け労働省布告により、非常事態宣言中のストライキ及びロックアウトが禁じられた（労働者保護法第 25 条及び第 36 条に基づく措置。）。同布告施行前に発生したストライキ及びロックアウトは中止し、通常の勤務体制に戻ることが求められている。また、労使間で合意できない労働争議が発生した場合には、労働関係委員会により審理・裁定される。

渡航情報

- ・国際旅客便のタイへの飛行を禁じる措置が 6 月 30 日まで延期されており、外国人の入国は原則として認められていない。
- ・労働許可証の保有者がタイに入国する際の必要書類として、健康証明書（Fit-to-Fly、搭乗に適した体調であることの証明書。）及び出発国のタイ大使館又はタイ総領事館が発行したタイへの入国許可証が必要となるとされている。また、タイ入国後は、政府の指定する施設において自己負担で 14 日間の隔離措置を受けることが求められて

いる。

その他

・2020年5月27日に全面施行となる予定であった個人情報保護法について、2020年5月21日付勅令により、事実上全面的に施行が延期された。新型コロナウイルスの感染拡大や法施行に向けた準備が十分でない状況に鑑みた措置で、延期後の全面施行日は2021年6月1日となる。この勅令では、特定の業種を対象として、事業者側の義務に関する規定（第2章から7章まで及び95条）の適用を免除する形がとられているが、非常に幅広い業種が列挙されており、事実上は、業種を問わず全面的に施行を延期するものと言える。なお、当該勅令においては、情報管理者（個人情報収集、利用又は開示する者）は、デジタル経済社会省令（現時点では未制定。）に基づき個人情報のセキュリティを確保する義務を負う旨規定されているため、今後、省令が定められた場合には、2021年5月以前であっても、省令上の義務を遵守する必要がある点には注意が必要である。

フィリピン（坂下大弁護士：yutaka_sakashita@noandt.com）

全体概況 死亡者：886人、感染者数（累計）：14,669人（5月26日現在）

フィリピンではこの数週間1日あたり200人台前後の規模での新規感染者の確認が続いている。3月中旬から開始された外出禁止やオフィス閉鎖を含むコミュニティ隔離措置は、現在は5月31日までその期間が設定されており、当該期間後の措置の内容について近日中に何らかの発表がなされることが見込まれている。

主な政府発表

- ・労働雇用省が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた柔軟な働き方に関するガイドラインを発表（3月4日）
- ・国内感染の増加を受けて、COVID-19アラートシステムをCode Red sublevel 1（5段階のうち上から2番目）に引き上げ（3月7日）
- ・大統領による公衆衛生上の非常事態宣言（3月9日発表）
- ・大統領によるウイルス対策の追加措置の発表、COVID-19アラートシステムを最高レベルのCode Red sublevel 2に引き上げ（3月12日）
- ・大統領府、官房長官によるウイルス対策の追加措置に関するメモランダム（3月14日）
- ・ルソン全域（マニラ首都圏含む。）に「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」の措置（3月16日）
- ・大統領による国内全土の災害事態宣言（3月16日）
- ・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」に関するガイドライン（3月18日）
- ・COVID-19対策法（Bayanihan to Heal As One Act）に大統領が署名（3月24日）。向こう3か月間にわたり、大統領に一定の措置をとる権限が付与されている。
- ・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」の期間を4月30日まで延長（4月7日）
- ・コミュニティ隔離措置の期間を5月15日まで延長（4月24日）
- ・コミュニティ隔離措置の期間の5月31日までの延長、及び隔離措置の一部緩和を発表（5月12日）
- ・コミュニティ隔離措置の施行に係るオムニバスガイドライン（5月15日）

渡航情報

・3月22日より、全ての外国人へのビザ発給及びビザ免除措置が停止され、また、既発行のビザも無効とされている（フィリピン国民の配偶者及び子等の一定の例外を除く。また、既にフィリピンに滞在している外国人のビザは引き続き有効。）。外国人がフィリピンに入国することは原則としてできない状況にある。

その他

- ・コミュニティ隔離措置の施行に係るオムニバスガイドライン（5月15日）において、（厳格な順に）(i)「強化

されたコミュニティ隔離措置」(enhanced community quarantine: ECQ)、(ii)「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置」(modified enhanced community quarantine: MECQ)、(iii)「一般コミュニティ隔離措置」(general community quarantine: GCQ)、(iv)「修正を加えた一般コミュニティ隔離措置」(modified general community quarantine: MGCCQ)の4段階にわたる隔離措置の内容が示されている。地域によって適用される措置の内容が異なるが、5月31日までは、例えばセブ市はECQ、マニラ首都圏はMECQの対象とされており、特定の業種については一定の条件下でのオフィス再開が認められる一方で、原則的な外出禁止、公共交通機関の原則的運行休止等の比較的厳格な隔離措置は継続する。

・3月12日に、証券取引委員会(SEC)より、遠隔的手法(電話、ビデオ会議等)による株主総会開催に関するガイドラインが策定されている。

・年次報告書、計算書類のSECへの提出期限の延長が認められている。また、一定の条件の下で、これらを電子メールで提出することも認められている。

・COVID-19対策法の施行規則により、金融機関その他ローン取引における貸主は、上記隔離措置期間中に期限を迎えるローンの支払について、遅延損害金等(元本について生じる利息を除く。)のペナルティを課することなく、30日間の猶予を認めるべき(隔離措置期間が延長される場合には猶予期間も延長される。)とされている。

・貿易産業省の回状(memorandum circular)により、住宅や中小企業に対するオフィス、商業施設の貸主は、上記隔離措置期間中に期限を迎える賃料について、利息その他の負担を課することなく、30日間の支払猶予を認め(複数回期限が到来する場合にはその最後のものから起算)、また隔離措置期間終了後6か月にわたり分割して支払うことを認めるべきとされている。

マレーシア (長谷川良和弁護士 : yoshikazu_hasegawa@noandt.com)

全体概況 死亡者: 114人、感染者数(累計): 6,978人(5月19日現在)

マレーシアは、ASEANの中で感染者数が多い国の1つとなっているが、4月後半以降、新規感染者の数はやや下火となりつつある。マレーシアでは、伝染病予防管理法及び下位規則に基づいて感染地域での活動制限措置がとられていたが、感染抑止等の状況も踏まえ、5月4日からは従前の厳格な活動制限規制の内容を一部緩和し、条件付き活動制限という形態で、一部の業種を除き、新型コロナウイルス対策の標準作業手順書を遵守することを条件として経済活動の再開が認められている。

企業によっては、解雇や給与減額等の労務関係、倒産や債権保全関係、売買や賃貸借といった各種契約における不可抗力条項や後発的履行不能原理(Doctrine of Frustration)に関する検討、また契約解釈を踏まえた契約相手方との契約交渉等の対応を行う企業も見られる。

主な政府発表

- ・人的資源省が新型コロナウイルスを含む感染症予防対策に係るガイドラインを公表(2月6日)
- ・首相が3月18日から3月31日までの14日間にわたるマレーシア全土での移動制限令(フェーズ1)を発表(3月16日)
- ・国家安全保障委員会が、活動制限命令下で例外的に許可を得て製造又は生産継続可能品目を発表(3月18日)
- ・首相が活動制限令の対象期間を4月14日まで延長すること(フェーズ2)を発表(3月25日)
- ・首相が活動制限令の対象期間を4月28日まで延長すること(フェーズ3)を発表(4月10日)
- ・首相が活動制限令の対象期間を5月12日まで延長すること(フェーズ4)を発表(4月23日)
- ・首相が条件付き活動制限令の対象期間を6月9日まで延長することを発表(5月10日)

渡航情報

・活動制限令の期間中、マレーシア国民による海外渡航の禁止及び外国人によるマレーシアへの入国禁止措置がとられていたが、所定の条件を満たすMM2Hパス保有者の再入国が許可される等緩和傾向にある。

その他

- ・活動制限令の期間中は学校も休校となる。

ミャンマー（長谷川良和弁護士：yoshikazu_hasegawa@noandt.com）

全体概況 死亡者：6人、感染者数（累計）：206人（5月27日現在）

ミャンマーでは、政府はこれまでも COVID-19 を法定感染症に指定し、感染者が多い地域を順次、入国禁止の対象地域に追加すること等によって水際対策の強化を図ってきた。直近の他国での感染拡大や国内の感染者確認といった状況を踏まえ、3月25日からはミャンマーへ入国する原則全ての外国人に COVID-19 陰性証明書の提示義務と入国後14日間の指定施設での隔離措置をとる旨を発表し、また5月31日まで外国人について、航空機乗務員等を除き、全ての種類の入国ビザの発給を停止している。一部の地域で、5月15日から自宅待機措置が緩和されている。

主な政府発表

- ・ COVID-19 を法定感染症に指定（2月28日通達）
- ・ ミャンマーへの渡航者の入国制限措置（3月15日政府発表）
- ・ 3月25日からミャンマーへ入国する原則全ての外国人に COVID-19 陰性証明書の提示義務と入国後14日間の指定施設での隔離措置（3月24日政府発表）
- ・ 3月25日からミャンマーへ入国する全てのミャンマー人に入国後14日間の指定施設での隔離措置（3月24日政府発表）
- ・ 外国人について、航空機乗務員等を除き、4月30日まで全ての種類の入国ビザの発給を停止（3月29日政府発表）
- ・ 入国制限措置等の延長及び再延長を発表（4月25日、5月14日政府発表）

渡航情報

- ・ 外国人について、航空機乗務員等を除き、5月31日まで全ての種類の入国ビザの発給を停止。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[執筆者]

**大久保 涼** (弁護士・パートナー)

ryo_okubo@noandt.com

ニューヨーク・オフィス共同代表。2006年にThe University of Chicago Law SchoolにてLL.M.取得。2007年ニューヨーク州弁護士登録。2006年～2008年にRopes & Gray LLP (ボストンオフィス及びニューヨークオフィス)に勤務。2018以降ニューヨーク・オフィス共同代表を務める。主に日米クロスボーダーのプライベート・エクイティ、M&A、買収ファイナンス、証券法、宇宙ビジネスを中心にアドバイスを行っている。

**塩崎 彰久** (弁護士・パートナー)

akihisa_shiozaki@noandt.com

危機管理・不祥事対応チーム。国際的リコール案件、大型会計粉飾事件、増資インサイダー事件、大相撲八百長調査、円LIBOR金利不正操作事件、食品偽装事件、大型製薬調査案件等々国内外の数多くの企業不祥事の解決に携わる。2006年から2007年まで首相官邸勤務。第一東京弁護士会・民暴委員会副委員長。

**福井 信雄** (弁護士・パートナー)

nobuo_fukui@noandt.com

シンガポール・オフィス代表。2010年から3年間インドネシアの現地法律事務所にて執務後、2013年から現在に至るまでシンガポールを拠点に日本企業の東南アジア進出に伴う法務面の支援を行っている。特にインドネシア法務には直近10年間従事し続けており、日本企業と現地企業とのM&A取引や不動産開発プロジェクト等の大型進出案件や、現地子会社の不祥事調査、贈収賄関連のコンプライアンス問題、労務、競争法等の企業法務の分野に関して豊富な経験を有する。

**山本 匡** (弁護士・パートナー)

tadashi_yamamoto@noandt.com

2009年から14年にかけてインドにて勤務(マルチスズキ社・現地法律事務所・日系証券会社)。2014年から17年、長島・大野・常松法律事務所シンガポール・オフィス勤務を経て東京オフィスにて勤務。インドを中心とする新興国案件を中心にアドバイスを行っている。

**川合 正倫** (弁護士・パートナー)

masanori_kawai@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所上海オフィス一般代表。2011年中国上海に赴任し、2012年から2014年9月まで中倫律師事務所上海オフィスに勤務。上海赴任前は、主にM&A、株主総会等のコーポレート業務に従事。上海においては、分野を問わず日系企業に関連する法律業務を広く取り扱っている。

**澤山 啓伍** (弁護士・パートナー)

keigo_sawayama@noandt.com

ハノイ・オフィス代表。2011年以来ベトナム・ハノイを拠点として執務しており、ベトナム及び周辺国への日系企業の事業進出や現地企業の買収、インフラ投資案件、既進出企業の現地でのオペレーションに伴う法務(事業拡大のための法令調査、紛争、労務、取引契約レビュー等)を中心にアドバイスを行っている。



佐々木 将平 (弁護士・パートナー)

shohei_sasaki@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所パートナー／バンコクオフィス代表。2005年東京大学法学部卒業。2011年 University of Southern California Gould School of Law 卒業 (LL.M.)。日本企業の東南アジアへの進出、現地企業の買収案件及び在タイ日系企業の企業法務全般にわたる支援を行っている。



長谷川 良和 (弁護士・パートナー)

yoshikazu_hasegawa@noandt.com

商社勤務を経て弁護士登録。Allen & Gledhill LLP (シンガポール) 出向を経て、2013年1月からシンガポール・オフィス勤務。シンガポール、マレーシア、ミャンマーをはじめ東南アジアその他アジア地域への進出、M&A、ジョイント・ベンチャー、エネルギー・インフラ案件、危機対応等、企業法務全般にわたり日系企業の支援を行っている。



坂下 大 (弁護士・パートナー)

yutaka_sakashita@noandt.com

2007年に長島・大野・常松法律事務所に入所し、クロスボーダー案件を含む多業種にわたるM&A、事業再生案件等に従事。2015年よりシンガポールを拠点とし、アジア各国におけるM&Aその他種々の企業法務に関するアドバイスをを行っている。



アクセル・クールマン Axel Kuhlmann (外国法事務弁護士・外国法パートナー(*))

axel_kuhlmann@noandt.com

ドイツの弁護士資格を有し、コーポレート分野及びM&A分野を中心に取扱う。ドイツ及び欧州市場を中心に、国内企業による海外での企業活動に関する各種アウトバウンド案件、海外企業による国内での企業活動に関する各種インバンド案件のいずれについても、国内及び海外の依頼者に対する豊富な助言実績を有する。また、コーポレート分野及びM&A分野を含む企業法務全般において、ドイツ法に関する幅広い実務経験に基づき実践的なアドバイスを行う。(*) 外国法共同事業を営むものではありません。



大沼 真 (弁護士)

makoto_ohnuma@noandt.com

2010年長島・大野・常松法律事務所入所。M&A・企業組織再編・ジョイント・ベンチャーを中心として、企業法務全般を取り扱う。2016年から2019年にかけてドイツ、オランダ、ロシアの法律事務所にて執務し、欧州地域におけるM&A取引等に関して幅広い経験を有している。ニューヨーク州弁護士・英国ソリシター資格を有する。



ジョン・レイン John Lane (外国法事務弁護士)

john_lane@noandt.com

複雑なクロスボーダー訴訟 (complex cross-border litigation) や、複数の法域にまたがるグローバルな調査と危機管理について豊富な経験を有している。これまで、クライアントの最も重要なガバナンスの問題に関連する依頼を何度も受けており、イギリスの議会委員会 (UK parliamentary committees) への出席のために多数の助言を行ってきた。また、金融サービス、医療、運輸セクターを中心に、様々な業界のクライアントにも助言しており、これまで、複数のアメリカ及びヨーロッパの金融機関に出向している。イングランド銀行においては、総裁 (Governor) に助言する最高顧問 (Chief Legal Adviser) と共に、社内外の様々な法的問題に取り組んだ経験を有している。



中村 洸介 (弁護士・ジャカルタデスク (Soemadipradja & Taher 内))

kosuke_nakamura@noandt.com

2012年に長島・大野・常松法律事務所に入所し、M&A 案件を中心に国内外の企業法務全般に従事。2019年10月からインドネシア（ジャカルタ）を拠点に、日本企業によるインドネシアへの事業進出や資本投資、その他現地での企業活動全般についてアドバイスをを行っている。



丸田 颯人 (弁護士)

hayato_maruta@noandt.com

2019年長島・大野・常松法律事務所入所。主に、危機管理・企業不祥事対応、コンプライアンス等を取り扱っている。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約500名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガル・サービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Client Alert の配信登録を希望される場合には、<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<client-alert@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。